

高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 知事は、特用林産業新規就業者の確保及び育成を図るため、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する研修生及び研修受入生産者等（以下「間接補助事業者」という。）を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助金の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(対象研修生)

第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域林業の振興のために、補助事業者が必要と認める者（過去に研修助成金を受けた者を除く）
- (2) 義務教育を終了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。
- (3) 研修開始時点において、特用林産業に従事していない者
- (4) 研修終了後1年以内に、自営等による特用林産業の経営を開始又は特用林産業の生産組合等（以下「生産組合等」という。）との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者
- (5) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者

(対象研修受入生産者等)

第5条 補助事業における対象研修受入生産者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特用林産業の経験が5年以上で、補助事業者等が認める生産者等、又は研修施設等を持つ生産組合等
- (2) 対象研修生の1親等又は2親等（受入先が生産組合等の場合は、生産組合等の代表者の1親等又は2親等）に該当しない者
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者

2 研修生の受入人数は、原則1人とする。ただし、研修施設を持つ特用林産業の生産組合等で受入れを行う場合又はやむを得ない理由があると知事が認める場合は、この限りでない。

(研修期間)

第6条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名につき6月以上2年以内とし、

1月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は天候、事故等のやむを得ない理由が生じた場合は、この限りでない。

(研修内容の検討及び状況確認)

第7条 補助事業者は、新規就業希望者に対する研修の実施に当たっては、補助事業者、生産組合等からなる協議会等において、研修内容の検討、研修受入生産者等の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、事前に研修生個別の研修カリキュラムを作成した上で、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修終了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。

(研修の実施及び内容)

第8条 補助事業者は、研修受入生産者等への依頼等により、研修生に対する必要な研修を行わなければならない。

(円滑な就業への支援)

第9条 補助事業者は、研修終了後の円滑な就業を図るため、研修受入生産者等と連携し、研修生に対し、生産施設や住宅等に関する情報を提供する等就業準備への支援に努めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に

掲げる条件を付さなければならないこと。

- (5) 研修生に対する研修助成金及び研修受入生産者等に対する謝金の支払に関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。

(補助事業の変更)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの重要な変更をしようとするときは、事前に知事と協議の上、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 研修生の研修の中止
- (3) 研修生の研修期間の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金額の 30 パーセントを超える減額

2 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(状況報告及び調査)

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び間接補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 3 号様式による補助金実績報告書に、知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(研修終了後の報告等)

第 17 条 補助事業者は、研修生が研修を終了した場合は、別記第 4 号様式による就業状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の就業状況報告書は、研修終了後 2 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 箇月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとする。

(補助金の概算払)

第 18 条 補助事業者は、規則第 14 条のただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 19 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第 6 号から第 8 号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

- (4) 補助事業者が自らが定める規程、要綱等の規定に基づき研修助成金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (6) 研修受入生産者等が、研修生が特用林産業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。
- (7) 研修生が、研修終了後 1 年以内に、自営等による特用林産業の経営の開始又は生産組合等との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかったとき。
- (8) 研修生が、特用林産業への就業を 1 年以上継続しなかったとき。

(書類の提出)

第 20 条 補助事業者が知事に提出する書類は、所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては嶺北林業振興事務所長）を経由して正副 2 部を提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 22 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第 13 条第 1 項第 2 号、第 15 条、第 17 条、第 19 条及び第 22 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の規定は平成 28 年 4 月 1 日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

研修生への支援

補助対象経費	1 補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修生に支給する研修助成金等とする。 2 研修助成金の使途は、特用林産研修に要する図書教材費、研修視察費、地域特用林産物生産者等との交流会費、林業資材費、保険料及び研修中の生活費のうち、知事が適当であると認めるものとする。
補助対象経費上限額	研修生 1 人当たり月額 150,000 円
補助率	3 分の 2 以内

研修受入生産者等への支援

補助対象経費	補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入生産者等に支給する謝金とする。
補助対象経費上限額	研修受入生産者等に対して月額 50,000 円とする。ただし、研修受入生産者等が、複数の研修生に対して複数の組合員で研修を受け入れる生産組合等の場合は、研修生 1 人当たり 50,000 円とする。この場合は、個人の受入生産者と同様に、研修生に対する補助額にはよらないこととする。
補助率	10 分の 10 以内

別表第 2（第 12 条、第 13 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反にした事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第 1 号様式（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、高知県特用林産業新規就業者支援事業を実施したいので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、補助金 円
の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の経費区分

総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		
		県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円

3 事業実施計画書

市町村名				担当部署 担当者職氏名	
協議会等の検討内容	(注) 協議会等の構成員、開催時期、協議内容（研修生及び研修受入生産者等の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等）を記入してください。				
研修受入生産者等	(注) 研修受入生産者等の概要（研修施設等の名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。				
研修生	(注) 研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、その他林業経験、将来目標、研修希望内容等）を記入してください。				
研修内容	(注) 研修内容、研修生指導方法等を記入してください。				
研修予定期間	令和	年	月	日	から 令和 年 月 日
本年度の研修期間	令和	年	月	日	から 令和 年 月 日
市町村支援内容	(注) 市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。				
その他	(注) その他必要な事項を記入してください。				
予算議決日	令和 年 月 日（予定）				
総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分			
		県補助金	市町村費	その他	
円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	

- (注) 1 研修生ごとに作成してください。
- 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に謝金の額を記入してください。
- 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。

4 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

5 添付書類

- (1) 年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム（様式自由）
- (2) 補助事業者の補助金交付に関する条件等を規定した規則又は要綱
- (3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（間接補助事業者）
- (4) 誓約書兼同意書（別添1及び別添2）（間接補助事業者）
- (5) 上記（1）から（4）までに掲げるもののほか、事業実施内容の説明に必要な資料等

別添 1

誓約書兼同意書

私は、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金の申請にあたり、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、独立または雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市〈町村〉に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修生

住所

氏名（自署の場合は押印不要）

誓約書兼同意書

私は、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金の申請にあたり、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修生への指導にあたることを誓約します。

また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市〈町村〉に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

研修受入生産者等

住所

氏名（自署の場合は押印不要）

第 2 号様式（第 14 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更決定通知）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額
金 円

3 変更の内容

区分	総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		
			県補助金	市町村費	その他
当初 A	円	円	円	円	円
変更 B	円	円	円	円	円
増減 (B－A)	円	円	円	円	円

4 事業実施計画書（変更後）

市町村名		担当部署 担当者職氏名	
協議会等の検討内容	（注）協議会等の構成員、開催時期、協議内容（研修生及び研修受入生産者等の選定、研修内容の検討、研修生の待遇方法の検討、研修実施状況の確認方法の検討等）を記入してください。		
研修受入生産者等	（注）研修受入生産者等の概要（研修施設等の名称及び代表者名、研修指導員の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。		
研修生	（注）研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒及びU・Iターン別、県内外出身者別、その他林業経験、将来目標、研修希望内容等）を記入してください。		
研修内容	（注）研修内容、研修生指導方法等を記入してください。		
研修予定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
本年度の研修期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
市町村支援内容	（注）市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。		
その他	（注）その他必要な事項を記入してください。		
予算議決日	令和 年 月 日（予定）		
総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分	
		県補助金	市町村費 その他
円	円	円	円
	円	円	円

- （注） 1 研修生ごとに作成してください。
 2 補助対象経費の上段に研修助成金を、下段に謝金の額を記入してください。
 3 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 4 変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

5 収支予算書（変更後）

（１）収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

（２）支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

（注）変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者

6 添付書類

- （１）年間スケジュール、研修内容等を記載した研修カリキュラム（様式自由）
- （２）上記に掲げるもののほか、事業の変更内容の説明に必要な資料等

第 3 号様式（第 16 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は
変更決定通知）に基づき、下記のとおり令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事
業を実施しましたので、高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第 16 条の
規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

総事業費	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		
		県補助金	市町村費	その他
円	円	円	円	円

3 収支精算書

(1) 収入の部

区 分	実 績 額	備 考
県補助金	円	
市町村費	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区 分	実 績 額	備 考 (積算根拠等)
研修助成金	円	
謝 金	円	
その他	円	
計	円	

4 添付書類

(1) 市町村の検査調書の写し

(2) 研修日誌の写し

(3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、事業実施内容を確認できる資料等

第 4 号様式（第 17 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

就業状況報告書

高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、
下記のとおり就業状況を報告します。

記

1 研修終了生氏名

2 研修終了年月日

令和 年 月 日

3 報告対象期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4 就業（予定）時期

	既に就業している	令和 年 月 日就業
	まだ就業していない	令和 年 月就業予定

（注） 1 どちらかにチェックを付けてください。

2 まだ就業していないにチェックを付けた場合は、5 の項目は記入不要です。

5 就業場所

名 称：

所 在 地：

電話番号：

（注）研修終了生ごとに作成してください。

第 5 号様式（第 18 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）
がありました高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金を概算交付されるよう、高知
県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり請
求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額①	金	円
既 交 付 額 ②	金	円
今 回 請 求 額 ③	金	円
残 額（①－②－③）	金	円

2 概算払を必要とする理由